

# 「労働保険加入促進業務 民間競争入札実施要項（案）」に関する意見の募集について

平成29年9月

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

厚生労働省では、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）及び「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、平成30～32年度における「労働保険加入促進業務」について、民間競争入札の落札者により業務を実施することとしています。

今般、民間競争入札実施要項を定めるにあたり、実施要項の案を公表し民間事業者の方をはじめ広く国民の皆様からのご意見を募集することとしました。

つきましては、下記の記載要領を参考に、電子メール又は郵送により、実施要項案に対するご意見をお寄せください。

なお、いただきましたご意見について、今後、実施要項案の審議過程等で公表させていただく（個人が特定されるような情報は秘匿いたします。）場合があります。また、ご意見に個別に回答することは予定しておりませんので、その点ご了承願います。

## 記

### 1 ご意見の募集期間

平成29年9月13日（水）から平成29年9月26日（火）まで（必着）

### 2 ご意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

#### （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の **意見提出フォームへ** のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

#### （2）郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課適用係 あて

\* 意見書（別紙様式）にご記入の上ご提出ください。

### 3 ご意見提出上の注意事項等

電話によるご意見は受け付けておりません。また、ご意見は日本語に限ります。

ご意見については、意見書（別紙様式）に、別紙年齢、性別、職業、ご意見をいただいた方の立場（労働保険事務関係者、事業主、等）、実施要項（案）のどの部分に該当するご意見かをご記入の上お寄せ下さい。

なお、ご意見に対して個別の回答はいたしかねます。

また、実施要項の決定後は、実施要項に従って入札等を行います。入札参加を検討するに当たってのご質問は、別途受け付ける予定であり、今回のご意見募集の対象ではありません。